

研究活動における不正行為及び 研究費の不正使用の防止に向けて

このリーフレットは、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用について、分かりやすく解説し、未然に防止するために作成しています。

不正行為とは・・・

不正使用とは・・・



鳴門教育大学研究者の行動規範

行動規範制定の主な趣旨は、以下のとおりです。

本学は、自由な学問の府として、学術・文化の承継と発展に寄与し、真理を探究する批判的精神をもって、平和で健全な社会の建設に向けた創造的役割を担うことを教育・研究の理念・目標に掲げ、地域社会や世界の持続的発展に貢献することを目指しています。そのため知や美の創造の場としての研究を行う本学には、教育や研究が地域社会や世界に与える影響と責任を自ら厳正に律するための倫理規範が求められています。

不正行為

捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

その他、**二重投稿**(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること)、**不適切なオーサiership**(実際に研究に貢献のなかった者を論文筆者として記載することや論文筆者としての資格が有る者を公表しないこと)等の不正行為があります。

※ ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為に当たらない。

不正使用

研究費の不正使用	私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等、法令や関係規則に違反して研究費を支出すること
----------	---

研究活動の不正行為に関するガイドライン(平成26年8月策定)に係る取組

>不正行為に対する基本姿勢

個々の研究者はもとより、研究機関として不正行為に対して厳しい姿勢で臨んでいます。

>管理責任

組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進しています。

>不正行為を抑止する環境整備

「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、研究活動にかかわる者を対象に**研究倫理教育に関する研修会**を実施しています。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月改正)に係る取組

>研究費不正の事前防止策

- ・**コンプライアンス教育に関する研修会**を実施し、**受講義務化**としています。
- ・**啓発活動(不正防止に向けた意識の向上と浸透)を継続的に実施しています。**
- ・公的研究費に携わる本学所属の研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者から**誓約書**の提出を求めています。
- ・物品等の検収確認は、**検収担当者**が行います。
- ・本学の構成員と業者の癒着防止対策として、取引業者から誓約書を徴取しています。
- ・不正リスクに対する抜き打ち監査を実施しています。

■困った時には… —問い合わせ先一覧—

はじめに

>公的研究費の申請・報告等の事務手続きに関すること → 学術情報推進課 研究協力係 088-687-6078

>公的研究費の使用・執行に関すること → 財務課財務総務係 088-687-6053

発注・納品等 に関すること → 財務課契約係 088-687-6063

出張旅費・謝金 に関すること → 財務課経理係 088-687-6061

旅行命令 に関すること → 総務課労務係 088-687-6265

■不正行為・不正使用に関する告発・申立窓口

学術情報推進課長

>不正行為に係る告発・相談に関すること → TEL 088-687-6092
>研究費の不正使用の申立に関すること → E-Mail rkachou@naruto-u.ac.jp

※不正行為告発者等は、告発、相談、申立及び調査への協力により、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを関係規程で定めています。

■鳴門教育大学における研究活動の不正行為 及び研究費の不正使用への対応マニュアル

>URL : <http://www.naruto-u.ac.jp/research/02/002.html>